

富山県内水面漁場管理委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和8年3月26日(木) 午後1時35分から午後2時40分
場所 森林水産会館33号室

2 出席委員

竹野博和、東 秀一、角眞光彦、田子泰彦、中井隆行、堀井律子
(欠席委員：杉守智美、立野義弘)

3 議長

富山県内水面漁場管理委員会 会長 竹野博和

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項及び第173条の規定に基づき、当委員会は成立。

5 議事録署名委員の指名

田子泰彦、堀井律子

6 県職員等

水産漁港課 南條副主幹、中島主任

7 事務局職員

前田事務局長(水産漁港課課長兼務)

8 付議事項(議題)

(1) 公聴会の結果について(報告)

事務局の前田局長から、公聴会に公述者の出席がなかったことが報告され、竹野会長から、本議題に関しては、特に審議せずに次の議題に移ることが告げられた。

(2) 第5種共同漁業権の一斉切替えに伴う漁場計画について(答申)

竹野会長から、公聴会の結果も踏まえ、漁場計画の案について委員に意見等を求めたが、意見や質問等はなく、令和8年1月26日付け水漁第721号で知事から諮問のあった「第5種共同漁業権の一斉切替えに伴う漁場計画について」は、「異議なし」として答申することが決定された。

(3) 令和8年度増殖目標量の委員会指示について（協議）

県水産漁港課の中島主任から、資料2-1及び2-2に基づき説明があった。

令和7年度増殖目標量の委員会指示に対する増殖実績については、ほとんどの魚種で指示量以上の増殖行為が実施されたが、一部で指示量に届かなかったものがあったことから、その部分を中心に資料2-1により説明する。

黒部川のカジカについては、新潟県で熊出没特別警報が発出され、黒部川内水面漁協がカジカ種苗手配を依頼している業者が10月以降に作業を自粛したため、残り1,000尾を手配することができなかった。委員会事務局は漁協に新潟以外の手配先による種苗手配の検討を指示したが、石川県の業者が震災以降生産できていない等、代替先がなかったとの説明が漁協からあった。

片貝川及び角川のイワナについては、稚魚が手配できず、代替措置として成魚500尾の放流が実施された。

上市川と白岩川のアユについて、放流実績が指示量を下回った要因は、令和5年の豪雨災害による河川復旧工事により、漁場が減少し、遊漁者数や遊漁料収入が減少したことによるものであり、漁場環境の変化と増殖経費に対する漁協の経済的負担能力を考慮し、事務局としてやむを得ないものと判断した。

上市川上流については、白龍漁協の解散に伴う漁業権放棄により、指示量の設定をしておらず、実績もなかった。

井田川のサクラマスについては、堰堤下での汲み上げ用親魚の採捕尾数が指示量に満たなかったため、代替措置で稚魚放流が行われた。

小矢部川のアユについては、湖産種苗の不漁により、計画していたアユ種苗が手配できなかったことによるもので、代替措置の検討を小矢部川漁協に促したものの、漁協の増殖予算の兼ね合いもあり、実績以上の対応はできなかったとの説明があった。

- 竹野会長から、小矢部川で放流されたアユ1,050kgは湖産アユであったのか質問があった。
- 中島主任から、小矢部川漁協では、大門漁協で育成された県内産種苗と、琵琶湖産のアユ種苗を組み合わせ放流している、と回答があった。
- 中井委員から、次のとおり追加で説明があった。県内産は600kgを5月初旬に放流したほか、湖産アユを7月23日に放流している。琵琶湖産のアユ種苗の手配を依頼していたが、琵琶湖で水温が上昇してプランクトンが不足したことや、河川でも濁水があり、なかなか種苗を入手できなかった。7月に雨が降り、湖産のアユ種苗450kgを購入して、管内の3地区に分けて放流を行った。令和8年度については、琵琶湖産種苗の入手は大丈夫と聞いている。
- 竹野会長から、県産種苗については予定通り入手できたが、琵琶湖産の見込みが外れたために予定より下回ったということで理解した、とコメントが

あった。

- 田子委員から、中新川内水面漁協でのアユの放流について、豪雨災害の復旧工事に伴い放流量が少なくなったということであれば、事前に放流量を少なくすること、種苗の購入量を少なくすることが決められていたのか、質問があった。
- 中島主任より、中新川内水面漁協への聞き取りによれば、工事等で遊漁に利用できる漁場が減少したために、遊漁料収入が減少し、それを元手に種苗を購入しているために、放流量も少なくせざるをえなかったと聞いている、と回答があった。また、水産庁の技術的助言によれば、漁協の経営的に負担が過度に大きくなる場合は、そこまでの増殖の義務を求めるものではないとの方針も示されている、と説明があった。
- 田子委員から、漁期前から、遊漁料収入に見合った種苗放流経費による計画となっていたとの理解で良いか、質問があった。
- 中島主任より、そのように理解できる、と回答があった。
- 竹野会長より、例年、この時期に指示量を定めるということであれば、前もって遊漁料の収入状況が分かっているように思うが、漁協から意見等は事前になかったのか、質問があった。
- 中島主任より、例年12月から1月に漁協から、実績や次年度の計画をヒアリングしており、中新川内水面漁協から状況等を聴いたところでは、義務となる放流の指示量はなるべく努力するが、難しい面があると聞きいていた、との回答があった。
- 田子委員より、事前に把握していたのであれば、次年度の増殖の指示量に反映されることはできなかったのか、質問があった。
- 中島主任より、前回の委員会において増殖指針に関する議論の際にもご説明したが、増殖の指示量は長らく固定化され、柔軟性に欠けた運用が継続していたことから、今回、より柔軟な対応に変更している、と説明があった。

資料2-2に基づいて、令和8年度増殖目標量の委員会指示(案)の説明があった。

基本的な考え方としては、令和8年度の増殖目標量は、前回の委員会で承認いただいた増殖指針に準じた数量としている。サクラマスについては、これまでと同じ量で据え置きとしている。アユについては、長期的なデータの基づき釣り人が減少していることから、従来量の6割としている。その他の魚種についても、同様に、従来量の8割としている。一方で、9月の漁業権の一斉切替えにより漁業権魚種から削除される、百瀬川、庄川、庄川上流のニジマスについては、今回、増殖目標量を設定していない。また、漁協解散に伴い漁業権が放棄された上市川上流、同様の手続きが進められている白岩川上流についても、今回目標量を設定していない。

漁業権の一斉切替え後に新たに漁業権魚種に追加される魚種については、百瀬

川のアユでは、免許される時点で種苗の放流時期が既に終了していることや、ダム上流の場所で親魚放流による効果も期待できないことから、令和8年度は目標量を設定しない一方で、庄川のモクズガニについては、9月以降に新たに委員会指示を発出して、目標量を示したい。また、令和8年9月の漁業権の一斉切替え後には、漁場番号が白岩川以西の漁場で変更となることから、新たな番号とする指示を発出することとしたい。

- 田子委員より、新たな漁業権の免許によりモクズガニが漁業権魚種に加わるが、9月の免許に併せて増殖目標量を示すとのことであるが、どの程度の数量になるのか事前に分からないか、質問があった。
- 中島主任より、増殖指針で示された数量を参考にさせていただきたいと回答があった。
- 田子委員より、同様に9月から追加される百瀬川のアユについて、遊漁料はどのように設定するべきか、質問があった。
- 中島主任より、庄川漁連と遊漁規則の事前協議をさせていただいているが、当該漁場では、アユはその他魚種、雑魚として扱われることから、既存の雑魚の遊漁券を購入していただくことで、問題なく対応可能ではないか、と回答があった。

このほか、委員から意見や質問等はなく、資料2-2に示した案のとおり委員会指示を発出することとなった。

(4) その他

- 中井委員から、新たな増殖指針は、新たな漁業権が免許される9月以降に適用されるものか、質問があった。
- 中島主任から、4月から適用されるものである、と回答があった。
- 中井委員から、4月1日以降からとなるか、質問があった。
- 中島主任から、4月になって県報に登載される日からとなる、と回答があった。
- 田子委員から、県報に登載されるまで、増殖指針については公言しない方が良いか、質問があった。
- 前田事務局長から、正式には県報に登載されてからということになるが、委員会でも承認されており、事実上は増殖指針の内容は固まったものと理解していただいて差し支えない、と回答があった。
- 田子委員より、次年度からアユ等の増殖目標量が引き下げられることは、大変ありがたい、との意見があった。
- 田子委員より、漁協で定める遊漁料と行使料について、次のとおり意見があった。一斉更新の際には、遊漁料とのバランスを見て各規則が県から認可されるが、行使料については、漁協の総会で決められる、との定めとなっていることから、後日、漁業者が自分たちだけで、低い値段に改定するこ

とが可能であり、制度的に問題があるのではないかと、また、そうならないように県からの指導が必要ではないかと思う。

- 中島主任より、次のとおり回答があった。少なくとも平成18年以前から、県内すべての漁協で、行使料については、規則に基づき漁協の総会や総代会で定めることとされており、水産庁の規則例でもそのように示されている。行使料は、組合員が組織運営を分担して負担する内部自治の側面があるが、遊漁料については、漁協が管理する漁場に遊漁者を受け入れる受忍料の性質がある。一方、漁協が遊漁者の受入れを排除するために高額にする可能性があることから、内水面漁場の公共性を担保するため、適切な金額となっているか県がチェックする必要がある。仮に、行使料のみを著しく引き下げた場合、遊漁者を不当に制限しないという前提が崩れることから、漁業法に基づき、県としては、遊漁規則の変更、すなわち遊漁料も同様に引き下げよう命ずることとなり、そうなれば、漁協は収益を失い、漁場の管理が困難な状況に陥る。このように、県は間接的に監視していることとなっており、漁協の業務報告書や条例検査を通じて、継続的にチェックして行く。
- 田子委員から、今説明いただいた内容はもっともだと思うので、行使料のみを引き下げるとは実質的にできないこと、行使料を引き下げたい場合には、遊漁料も同時に引き下げる必要があることを、県から漁協に指導していただきたい、との意見があった。
- 中島主任より、4月に漁協向けの漁業権免許の説明を行うので、その際に補足的に説明したい、と回答があった。
- 竹野会長から、行使料を引き下げることができるが、そうした場合、遊漁料にも影響することになるため、安易に行使料を下げない方が良く、ということ漁協に指導していただきたい、との意見があった。
- 東会長代理から、次のとおり意見があった。今ほどの議論にあるよう、遊漁料と比較して行使料を安くすることができない、ということになると、組合員になることのメリットを打ち出せなくなる。例えば、友釣りであれば2千円程度の差しかなく、組合員になりたい人が出てこなくなる。組合としては、組合員になることのメリットをアピールしたいところであるが、漁業権の行使と遊漁で大きな違いがなければ、組合員不足の解消にはなかなか繋がらないという課題がある。より柔軟な考えがあっても良いのではないかと思う。現在は、組合員になることのメリットとしては、料金がいくらか安いことと、船を使った漁ができるという点しかない。
- 田子委員より、ブラックバス等の外来魚について、次のとおり意見があった。現状では、採捕したものをその場で放流することは可能となっている。このため、釣り人は釣ったブラックバスを放流し、ブラックバスが減っていない。この放流を禁止していただければ、外来魚の被害軽減につながる

と思う。20 県ぐらいでは、委員会指示で放流を禁止している。来年度からは、県も外来魚駆除に補助金を出してくれるので、それに合わせて、委員会指示で放流を禁止していただけないかと思う。

- 東会長代理より、賛成する、との意見があった。
- 中島主任より、次のとおり説明があった。国の外来生物法により個体の移動等は禁止されているが、県内では、採ったその場で再放流することは可能となっている。オオクチバス等の放流を委員会指示で禁止しているのは、東日本を中心に 12 県となっている。本県での対応としては、今後の議論のために、まずは、県内での遊漁等の実態把握や、他県での運用等を情報収集し、課題等を整理する必要がある。
- 田子委員より、次のとおり意見があった。データ収集はなかなか難しいが、単純に禁止していただいた方が、ブラックバスの駆除は進むと思うので、再放流を禁止していただくことを要望する。ブラックバスの再放流はダメであるということ saying もらった方が、啓蒙にもなる。
- 竹野会長より、他県の状況を調べて、メリット、デメリットをしっかりと把握して、最終的に決断することをしないと、何をしているのだと言われてしまうので、実態を調べていただいて、また委員会で報告をお願いしたい、との意見があった。
- 中井委員より、庄川と神通川でのアユの解禁日はいつになるのか、質問があった。
- 田子委員より、庄川は 6 月 1 日であり、その理由としては、せっかく内水面漁連が要望して、県に規則を改正していただいたので、まずはやってみようとの考えと、神通川よりも早くに解禁して遊漁者を取り込みたいとの考えである、との回答があった。
- 東会長代理より、神通川は 6 月 13 日である、と回答があった。
- 東会長代理より、令和 9 年度の解禁日については、全県的にどのようにするか、統一解禁日とするか等について、内水面漁連でも検討していくことになると思う、との意見があった。

(5) 次回の委員会の日程について

次回の委員会を、令和 8 年 5 月 12 日（火）13 時 30 分から開催することを申し合わせ、散会した。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和8年3月26日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____